利用者負担に係る配慮措置

定率負担 → 利用者負担の月額上限措置（所得段階別） ＋ 世帯合算・介護保険利用分の合算（高額障害福祉サービス費） →

○グループホーム・入所施設の個別減免措置

本人のみの収入に着目して、定率負担が困難な者（一定額以上の預貯金等を有する者は対象外）に対して、個別に減免。

※施行後３年間実施。継続の必要性については実態調査に基づき再検討。

実費負担(※) 食費、光熱水費の →

○低所得の通所施設利用者の食費負担に係る減額措置

施行後３年間、食費の人件費相当分を給付し、食費負担は食材料費のみとする。

○低所得の入所施設利用者の食費等の補足給付

食費や居住費以外の生活費として一定の額が残るように補足給付を行う。（施行後3年ごとに段階的に見直し）

→

○施設における食事提供の規制緩和等を進めコストの低下を促す。

○入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。

※特に栄養管理等が必要な者については、平成１８年１０月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。

（参考）支出の実態（一般家計、グループホーム、入所施設）

障害基礎年金2級 月額6．6万円

障害基礎年金1級 月額8．3万円

（全世帯平均） 一人あたり9．4万円 ＜家計調査＞

食費（外食を含む）	居住費	その他生活費※
２．２万円	１．３万円	６．０万円

（年収200万円未満の世帯平均） 一人あたり5．0万円 ＜家計調査＞

食費（外食を含む）	居住費	その他生活費※
１．６万円	１．２万円	２．１万円

（障害基礎年金2級との差）１．６万円

（グループホームの費用負担の状況）（知的障害者） 一人あたり5．2万円（食費、居住費のみ）

食費	居住費	その他
全平均２．４万円	全平均２．８万円	

（入所施設の費用負担の状況）（身体障害者） 一人あたり1．9万円（基礎年金2級の場合）

応能負担	その他
１．９万円（食費、居住費、ｻｰﾋﾞｽ費）	４．７万円

（入所施設の費用負担の状況（身体障害者） 一人あたり3．4万円（基礎年金1級の場合）

応能負担	その他
３．４万円（食費、居住費、ｻｰﾋﾞｽ費）	４．９万円

※ その他生活費は、被服･履物、家具･家事用品、保健医療、交通･通信、教育、教育娯楽費、その他支出である

低所得の入所者に係る実費負担の軽減措置
（施行後３年ごとに段階的に見直し）

① ２０歳以上の入所者に係る実費負担の軽減措置(低所得１，２が対象)

○ 食費、光熱水費の実費負担について、食費や居住費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、補足給付を行う。

○ 補足給付の額は、「その他の生活費」が年齢等により以下の水準になるように設定。

65歳以上	3.0万円（ただし療護施設入所者等は2.8万円）
60～64歳	2.8万円
20～59歳	2.5万円(ただし障害基礎年金１級の者は2.8万円）

【費用尺度】

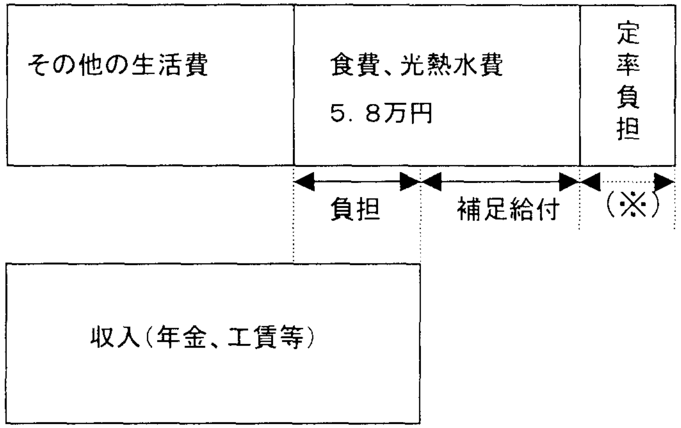

(※)定率負担については、グループホームと同様の個別減免措置を講じる予定。

② ２０歳未満の入所者に係る実費負担の軽減措置

○ 収入のない２０歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常かかる程度の費用（収入別の家計における平均的な一人あたり支出）の負担となるように補足給付をする。

○ 補足給付の額は、「その他の生活費」が年齢により以下の水準になるように設定。

18歳以上	2.5万円
18歳未満	3.4万円

【費用尺度】

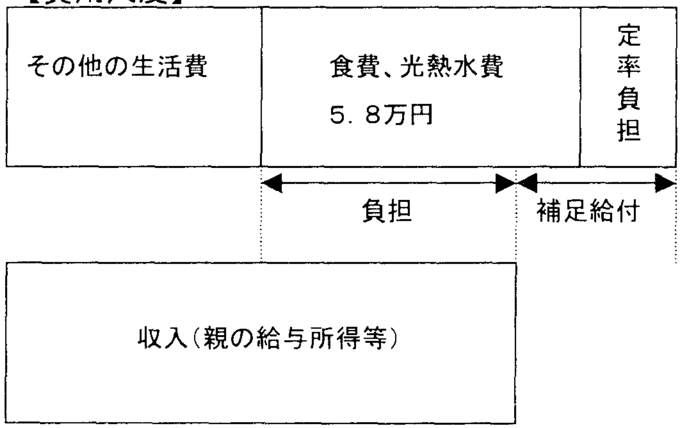

定率負担に係るグループホーム、
入所施設（20歳以上）の個別減免（低所得1，2）

1　3年間の経過措置（ 期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討）

制度施行後3年間、食事提供や人的サービスが事業者により提供されるｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ、入所施設（20歳以上）利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。

2　費用基準と収入を比較（預貯金等を有している者は対象外）

グループホーム、入所施設それぞれで設定する基本的な費用尺度と本人の収入を比較し、定率負担の個別減免の範囲を定め実施。なお、一定の預貯金等を有している者は対象外。

＜費用基準＞

グループホーム：現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定（6．6万円の費用構成は、家計調査等を踏まえ、施行時までに検討）

入所施設（20歳以上）：補足給付の費用基準と同じもの。

＜収入認定＞

費用基準で一定の加算を受ける者以外については、賃金、工賃等に3千円の基礎控除を設ける。
それ以外の収入の計算方式については、施行時までに別途検討。

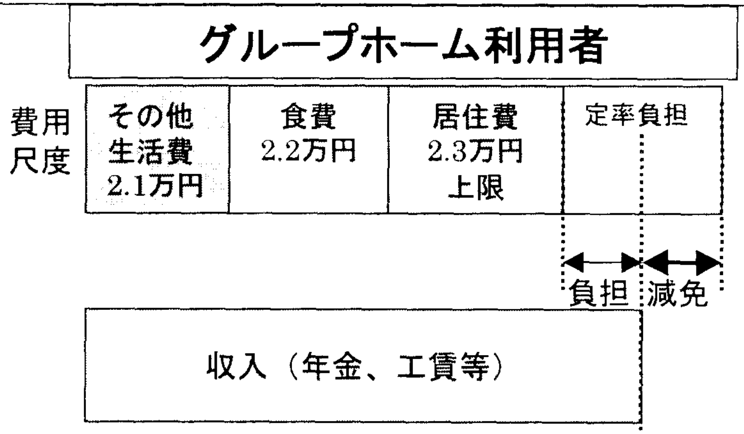

※　障害基礎年金1級の者、60歳以上の者等はその他生活費に3～5千円加算して計算

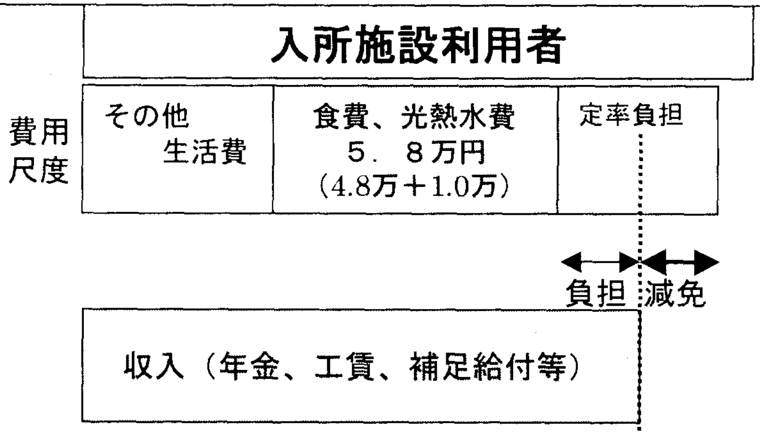

※　障害基礎年金1級の者、60歳以上の者等はその他生活費に3～5千円加算して計算

定率負担の個別減免（グループホーム/入所施設 ）に係る収入認定

1　工賃等

賃金、工賃等については、基礎控除として3千円（費用基準への3～5千円の加算による負担軽減措置を受けている者は除く）を設定。　→　月額3千円の負担軽減措置

2　年金等

年金（障害基礎年金2級相当額以下）、仕送り等は、基本的に全額を収入として認定

3　今後の検討事項

① 賃金、工賃等の基礎控除以上の額、及び障害基礎年金2級相当を超える年金額に係る控除の方法は、グループホーム、入所施設別に制度施行時までに検討。

② なお、入所施設については、障害基礎年金1級程度の収入以下の者は、食費等に係る補足給付を受けていることから、グループホームとは別の基準を設ける方向で検討。

賃金、工賃等の控除の計算方式のイメージ

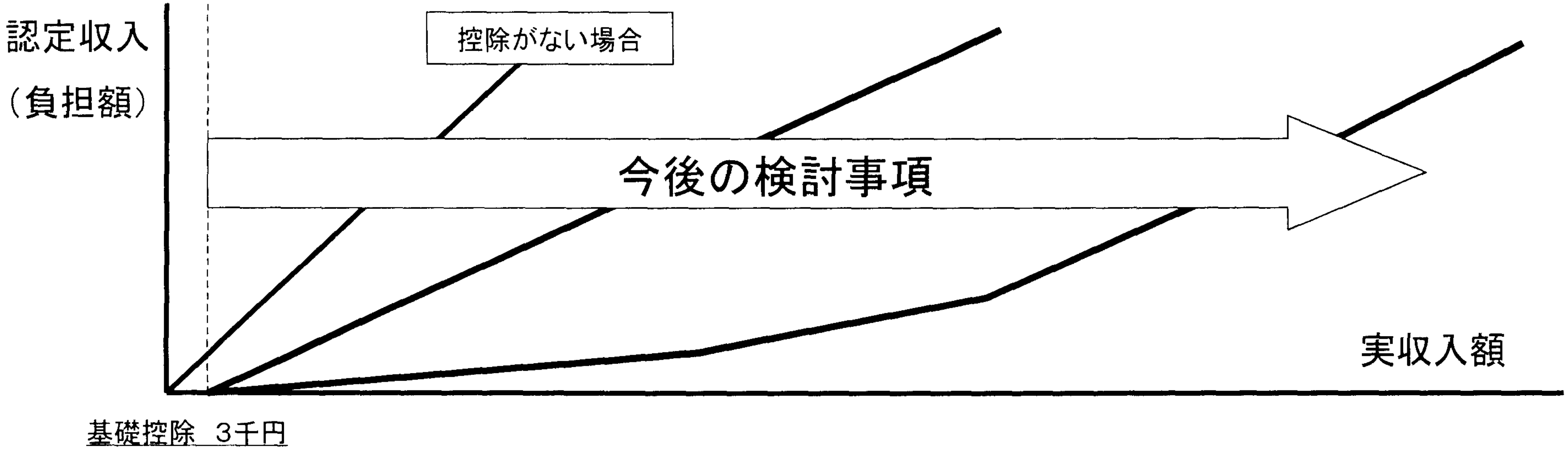

定率負担に係る特別減額制度（生活保護への移行防止）の概要
ー　地域生活、入所施設共通ー

本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。

月額上限24,600円

↓　より低い上限額を適用

月額上限15,000円

↓　より低い上限額を適用

月額上限　　0円

※　認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。

平均的な利用者負担の例（在宅）

モデル1：在宅でホームヘルプを利用する障害児・者

		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
月平均利用額		8．4万円	3．0万円	2．4万円	3．9万円
利用者負担	生活保護	0円	0円	0円	0円
	その他	8．4千円	3．0千円	2．4千円	3．9千円
平均負担率	改正後	5．9%	8．7%	7．3%	8．9%
	改正前	1．1%	0．8%	1．6%	3．8%

モデル2：家族と同居して、通所施設に通いながら、ホームヘルプを利用する知的障害者

知的通所施設：月14．9万円（食費除く）／22日通所、ホームヘルプ　3．0万円／月

	食費（通所）	定率負担	経過措置による費用
生活保護	0．50万円（約230円×22日）（3年経過措置）	0	0．5万円
低所得1	0．50万円（約230円×22日）（3年経過措置）	1．5万円	2．0万円
低所得2	0．50万円（約230円×22日）（3年経過措置）	1．8万円	2．3万円
一　般	1．43万円（650円×22日）	1．8万円	3．23万円

平均負担率1%　→食費（3年間4割減）＋8．5%

特別減額制度

平均的な利用者負担の例
（グループホーム/入所施設）

モデル3：グループホームで生活しつつ通所施設に通う知的障害者（グループホーム利用者の約2割）

グループホーム：月6．6万円、知的通所施設：月14．9万円（食費除く）／22日通所

	食費（通所）	定率負担	経過措置後の費用増分
生活保護	0．50万円（約230円×22日） （3年経過措置）	0	0．50万円
低所得1	0．50万円（約230円×22日） （3年経過措置）	1．5万円 （グループホーム個別減免）	0．50万円+1．5万円（個別減免） ＝0．50万円～2．0万円
低所得2	0．50万円（約230円×22日） （3年経過措置）	2．15万円 （グループホーム個別減免）	0．50万円＋2．15万円（個別減免） ＝0．50万円～2．65万円
一　般	1．43万円（650円×22日）	2．15万円	1．43万円＋2．15万円　＝3．58万円

平均負担率1％　→食費（通所）＋8．0％

→ 低所得1が全員、個別に定率負担が免除された場合
食費（3年間約4割減）＋5．0％

モデル4：入所施設に入所する身体障害者・児

大人の施設の場合
平均3．5万円（0円～費用全額）　→平均6．1万円(食費等込み)

→ 平均　4．8万円
＋定率負担（個別減免）

児童（負担者は親）施設の場合　※大人と比較して同所得での負担水準が低い
平均1．1万円（0円～費用全額）　→平均6．1万円(食費等込み)

→ 18歳未満　平均　3．0万円
18・19歳　平均　3．9万円

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に新施設・事業体系に移行したものから対象となる。移行までは現行と同じ仕組み。

グループホーム・入所施設個別減免　3年経過措置

特別減額制度

主な入所施設の費用負担の変化

身体障害者療護施設

平均事業費

約33．8万円

（食費、光熱水費、日常生活費、医療費除く）

食費　　＝4．8万円

光熱水費＝1万円

（実際の食費等の額は施設ごとに定めることから、表の額は施設により変わりうる。）

区分（構成割合）	現行　本人負担（扶養義務者負担有）	実施案（平成18年1月）		
		60~64歳、20~59歳（年金1級）	20~59歳（年金1級以外）	18・19歳
生活保護（約5%）	0	0	0	0
低所得Ⅰ（約16%）	0~19,100	22,000~38,000 +15,000（個別減免）	22,000～41,000 ＋15,000（個別減免）	25,000
低所得Ⅱ（約79%）	20,800 ～ 96,000	38,000～58,000 ＋24,600（個別減免）	41,000～58,000 ＋24,600（個別減免）	34,600
一般（約79%）		91,800	91,800	54,000
全体加重平均	35,200	47,400 +定率負担（個別減免）	49,900 ＋定率負担（個別減免）	38,900

知的障害児施設

平均事業費

約18．6万円

（食費、光熱水費、日常生活費、医療費等除く）

食費　　＝4．8万円

光熱水費＝1万円

（実際の食費等の額は施設ごとに定めることから、表の額は施設により変わりうる。）

区分	現　行		実施案（平成18年10月）		
	20歳未満	20歳以上	18歳未満	18・19歳	20歳以上（年金1級以外）
生活保護	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	0~2,200	0~19,100	16,000	25,000	22,000～41,000 ＋15,000（個別減免）
低所得Ⅱ		20,800 ～ 50,000	19,600	28,600	41,000～58,000 ＋18,600（個別減免）
一　般	4,500 ～全額		45,000	54,000	76,600
全体加重平均	10,500	27,900	30,400	38,700	49,000 ＋定率負担（個別減免）

※　児童入所施設の20歳以上　年金1級の負担額は、大人の施設の年金1級と同額となる。